

## プライバシーの権利

### 『宴のあと』事件

【訴訟】1961年、三島由紀夫によるモデル小説『宴のあと』によってプライバシーが侵害されたとして、登場人物のモデルとされた人が謝罪広告と損害賠償を求めて提訴した事件。

【判決】1964年、東京地裁での第一審では、プライバシーの権利を「私生活をみだりに公開されない権利」と定義してはじめて法的権利として認定し、その侵害を認めて原告勝訴の判決を下しました。第二審の間に和解が成立しました。

### 『石に泳ぐ魚』事件

【訴訟】柳美里（ユウミリ）によるモデル小説『石に泳ぐ魚』によってプライバシーが侵害されたとして、登場人物のモデルとされた人が単行本の出版差し止めや損害賠償などを求めて提訴した事件。文学における表現の自由とプライバシーの権利が争点となった裁判として、出版差し止めが認められるかどうかが目されました。

【判決】第一、二審に続いて、2002年、最高裁でも原告が勝訴しました。最高裁は人格権にもとづき、出版差し止めと損害賠償の支払いを命じています。

## 環境権

### 尼崎公害訴訟

【訴訟】1988年、兵庫県尼崎市の公害認定患者とその遺族が、工場や国道・高速道路から発生する大気汚染で健康を害したとして提起した訴訟（原告企業（原因となった工場）とは、翌年和解した）。

【判決】2000年、神戸地裁は、国や阪神高速道路公団（国道や高速道路）の責任を認めました。大阪高裁での控訴審中に、国・公団側が、大型車の通行を制限するなどの改善策をとることで和解しました。

### 大阪国際空港公害訴訟

【訴訟】大阪国際空港（伊丹市）を離着陸する航空機の騒音に苦しんだ住民が、国を相手に夜9時から翌朝7時までの離着陸差し止めと、過去・将来の賠償を求めた訴訟。

【判決】1981年、最高裁は、深夜の飛行が個人の生命・身体の安全、自由など、生活上の利益を侵害する不法行為であるとして、過去の損害賠償請求を認めました。しかし、航空行政は運輸大臣の権限であるとして、「環境権」にはふれないまま、差し止め請求を却下しました。

## 景観権

### 国立マンション訴訟

【訴訟】東京都国立市に建設された高層マンションをめぐる、周辺住民などが、良好な景観を妨げるとして高層部分の撤去を求めた訴訟。

【判決】2006年、最高裁は「良好な景観の恩恵を受ける権利」は認めたものの、利益への法的な侵害はないとして住民の請求を退けました。

### 鞆の浦景観訴訟

【訴訟】広島県や福山市は住環境改善のため、歴史的遺構の残る鞆の浦を埋め立てて橋や道路の建設を計画しましたが、2007年、地元住民が歴史的景観の利益とその保護を訴え、工事の差し止めを請求した訴訟。

【判決】2009年、広島地裁は原告住民の訴えを認め、工事着工を差し止めました。県は判決を不服として控訴しましたが、2012年には埋め立て工事の撤回を表明し終結しました。